資料3

○大田区男女共同参画推進本部設置要綱

昭和59年５月17日
決定
改正　平成14年６月20日
平成19年３月７日
平成20年４月２日
平成22年２月22日
平成25年３月25日
平成26年３月27日
平成28年４月１日
平成30年３月13日
令和８年６月23日８総人権発第10250号総務部長決定

（設置）

第１条　男女共同参画社会基本法（平成11年６月23日法律第78号）に基づき、男女共同参画社会実現を目的とした大田区男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）の総合的かつ効果的な推進をはかるため、大田区男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（構成）

第２条　本部の構成は、次のとおりとする。

本部長　区長

副本部長　総務部を担任する副区長

本部員　大田区組織条例（昭和49年３月30日条例第２号）第１条に定める部の部長及び部長に相当する職にある者で区長が指定する者で構成する。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

（本部の審議事項）

第３条　本部において審議する事項は、次のとおりとする。

（１）　推進プランの推進及び調整に関すること

（２）　推進プランの修正に関すること

（３）　その他本部長が必要と認める事項に関すること

（招集）

第４条　本部は、本部長が招集し主宰する。ただし、大田区庁議規則第１条に基づき設置された庁議をもって、本部会の開催に替えることができる。

（幹事会の設置）

第５条　本部の具体的事項についての取組を推進するため、本部に大田区男女共同参画推進幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

２　幹事会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

３　会長は、総務部長を、副会長は、人権・男女平等推進課長をもって、これに充てる。

４　会員は、別表に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

５　幹事会は、本部に付議する事案を調査、検討するほか、本部で決定した事業の推進及び修正に伴う必要な事項を協議する。

６　会長は、検討事項の内容により、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、構成員の一部の者の出席を求めて幹事会を開催することができる。

７　会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員に幹事会への出席を求めることができる。

（作業部会の設置）

第６条　会長は、幹事会の取組を効率的に進めるために、幹事会の下に作業部会を設けることができ

る。
２　作業部会に必要なことは、会長が定める。
（庶務）
第７条　本部、幹事会及び作業部会の庶務は、総務部人権・男女平等推進課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

付　則

この要綱は、昭和59年５月17日から施行する。

付　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成19年３月７日から施行する。

付　則

この要綱は、平成20年４月２日から施行する。

付　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

付　則（平成25年３月25日）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

付　則（平成26年３月27日）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成28年４月１日）

この要綱は、平成28年４月２日から施行する。

付　則（平成30年３月13日）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

付　則（令和８年６月23日）

この要綱は、令和８年６月23日から施行する。

別表

幹事会	
総務部	人事企画担当課長 防災計画担当課長
地域未来創造部	区民協働・多文化共生担当課長
産業経済部	あきない振興担当課長
福祉部	自立支援促進担当課長
健康政策部	健康づくり課長
こども未来部	子育ち支援課長 子ども家庭支援センター所長
教育総務部	教育総務課長 指導課長